

<対策のポイント>

中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、所得向上に向けた実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援します。

<政策目標>

本対策の実施地域において、次のいずれかの目標を設定。

○販売額の10%以上の増加 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

<事業の内容>

中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、市町村等が策定した所得向上計画に基づき、中山間地域所得向上支援事業の実施及び関連事業の優先採択等を行います。なお、計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得向上の確実性を高めるものとします。

中山間地域所得向上支援事業

○ 生産～加工～流通～販売の各行程において、地域自らが選択し実施する、**基盤整備や施設整備等の各種事業をワンストップで総合的に支援**します。

① 所得向上推進事業

販路拡大に向けた農産物の販売戦略の策定や**高収益作物の作付に取り組む所得向上モデル地域の創出**等を支援します。

② 基盤整備

中山間地域の実情に応じた、農地整備、水利施設の整備等を支援します。

③ 施設整備等

集出荷・加工施設の整備等を通じた収益性の高い農産物の生産拡大、農作物被害の防止等を支援します。

※このほか、関連事業において優先枠・優遇措置を設定

<事業イメージ>

中山間地域所得向上支援事業【36億円】

中山間地域の所得向上に向け、必要な取組①～③を選択して実施

[対象地域] 特定農山村、振興山村、過疎、半島振興、離島振興、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域

[傾斜要件] 計画区域は主傾斜1/100以上の農用地の面積割合が概ね25%以上（北海道は概ね5%以上）であること（**成果目標を要件の1.5倍以上に設定した場合を除く**）。

① 所得向上推進事業

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組 等

[所得向上モデル地域の創出]

高収益作物の生産や高付加価値化・販売力強化、収益力向上に意欲的な取組を支援

[実施主体] 地方公共団体

[補助率] 定額（最大500万円／地区）

② 基盤整備

きめ細やかな基盤の整備

・暗きょ排水、区画整理

・農作業道整備 等

[実施主体] 地方公共団体、農業者団体等

[補助率] 55% 等

③ 施設整備等

[施設整備]

・農産物直売所の整備

・集出荷・加工施設の整備

等

[高収益作物の生産]

・導入1年目の種子・肥料等の資材購入

・栽培技術習得研修 等

[高付加価値化・販売力強化]

・加工品等商品開発

・販売技術習得研修 等

[実施主体] 地方公共団体、農業者団体 等

[補助率] 50%以内 等